

愛知工科大学学則

平成12年4月1日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法と学校教育法に基づき、工業技術に関する知識と学術を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、社会から喜ばれる知識技能と歓迎される人柄を兼ね備えた人材を育成し、もって地域社会の教育・学術文化ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。

(教育研究上の目的の公表等)

第1条の2 本学は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め公表するものとする。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学部、学科及び学生定員)

第2条 本学に設置する学部、学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学 科 名	入学定員	3年次	
		編入学定員	収容定員
機 械 シ ス テ ム 工 学 科	75人	35人	370人
工 学 部 電 子 制 御 ・ ロ ボ ッ ト 工 学 科	75人	5人	310人
情 報 メ デ ィ ア 学 科	75人	5人	310人
計	225人	45人	990人

(一級自動車整備士養成課程)

第3条 機械システム工学科において、一級自動車整備士養成課程を設ける。この課程を受けるには、二級ガソリン自動車整備士及び二級ジーゼル自動車整備士の両資格を有していなければならない。また、同課程を修了するためには、国土交通省が定める修了規定（別途定める）を満足していなければならない。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。

3 第13条又は第14条の規定により入学した学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律で規定する休日

春期休業日 3月16日から4月10日まで

夏期休業日 7月21日から8月31日まで

冬期休業日 12月23日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、編入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、編入学、再入学及び転入学については、第5条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い学生を入学することができる。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む。）

七 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳以上の者

(入学の出願)

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金・授業料等を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(3年次編入学)

第13条 本学の3年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 大学を卒業した者又は学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

二 短期大学及び高等専門学校を卒業した者

三 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第9条に規定する入学資格を有する者に限る。）

四 大学に2年以上在学し、所定の単位以上修得した者

2 前項の規定により入学した者の既に履修した授業科目及び修得単位数の取扱いについては、別に定める。

(編入学、再入学、転入学)

第14条 前条のほか、本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得単位数の取扱いについては、別に定める。

(転学科)

第15条 本学工学部在学者の機械システム工学科、ロボットシステム工学科及び情報メディア学科の学科間の転学科は、2年次又は3年次に進むときに限り、やむを得ない事由により転科を志願する者がある場合、教授会で選考の上許可することができる。

2 前項に定めるもののほか転学科に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第17条 疾病、その他やむを得ない事由により3ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第18条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第4条第2項及び第3項の在学年限に算入しない。

(復学)

第19条 休学期間にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長は除籍する。

- 一 第4条第2項及び第3項に定める在学年限を超えた者
- 二 第18条第2項に定める休学の期間を超えて、なお復学できない者
- 三 授業料の納入を怠り、督促を受けても、なお納入しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者
- 五 死亡した者

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第21条 授業科目を基礎教育科目と専門教育科目に分ける。基礎教育科目として、人間科学科目群、工学基礎科目群をおく。専門教育科目として、専門基礎科目群、専門科目群をおく。

2 授業科目及び単位数等は別表第1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第22条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育効果を考慮し、30時間までの授業をもって1単位とすることがある。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲において定める時間の授業をもって1単位とする。
- 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価し、単位を与えることが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができるものとする。

(単位の授与)

第23条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(学習の評価)

第24条 試験等の成績は、秀、優、良、可及び不可の5段階をもって表し、可以上を合格とする。

2 前項に定めるもののほか、授業科目の成績及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第24条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(他学科における授業科目の履修)

第25条 学生は、別に定めるところにより、他の学科の専門教育科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、当該学科の授業科目の履修により、修得した単位と認める。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第26条 本学は、学生が本学入学前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において、修得した単位及び短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が定める学修について、履修したものとみなし、単位を認定することができる。

2 前項に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第27条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議により、学生に当該他の大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を超えないものとする。

3 前2項の実施に関する必要な事項については、別に定める。

(外国の大学等における授業科目の履修等)

第28条 本学は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議により、学生を当該外国の大学等に留学させ学修することを認めることがある。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を超えないものとする。

3 前2項の実施に関する必要な事項については、別に定める。

(他の大学等において修得した単位の本学における単位認定の限度)

第29条 第27条及び第28条の規定により、他の大学等又は外国の大学等において修得した単位について、本学において修得したと認めることができる単位数は、すべてを合わせて60単位を限度とする。

(履修届)

第30条 学生は、毎学年度の初めに、その年次に定められた授業科目中の必修科目とともに、他に履修しようとする授業科目を選択し、所定期日までに、履修届を提出しなければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第31条 学生が職業を有している等の事情により、当該学生に係る修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第32条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第6章 卒業及び学位授与

(卒業の要件)

第33条 本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し、別表第1の定めるところにより124単位以上を修得しなければならない。

(卒業及び学位授与)

第34条 本学に4年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 卒業した者には、学士（工学）の学位を授与する。

3 学位授与に関する規程は、別に定める。

第7章 入学検定料、入学金、授業料その他の費用

(授業料等の額)

第35条 本学の入学検定料、入学金、授業料、教育充実費及び施設費（以下「授業料等」という。）の額は、次のとおりとする。ただし、第4条第1項に規定する修業年限を超えて在学する者については、別に定める。

入学検定料		35,000円
入学金		300,000円
授業料（年額）	第1年次生	840,000円
	第2年次生	850,000円
	第3年次生	860,000円
	第4年次生	870,000円
教育充実費（年額）		250,000円
施設費（年額）	第1年次生及び第2年次生	100,000円
	第3年次生及び第4年次生	150,000円

2 実験、実習、その他教育に必要な費用は、別にこれを納入させことがある。

(授業料等の納入期)

第36条 授業料等の納入は、年額の2分の1ずつ次の前期、後期に分けて、納入期限までに納入しなければならない。

区分	納入期限
前期（4月から9月まで）	4月25日まで
後期（10月から3月まで）	10月25日まで

2 前条及び前項に定めるもののほか、授業料等の納入に関し必要な事項は、別に定める。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第37条 学期の中途で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料等は収納する。

2 停学期間中の授業料等は収納する。

(休学の場合の授業料等)

第38条 休学を許可され又は命ぜられたものについては、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料等を免除する。

(復学の場合の授業料等)

第39条 学期の中途に置いて復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を、復学した月に納入しなければならない。

(納付した授業料等)

第40条 既に収納した入学検定料、入学金及び授業料等は原則として返還しない。ただし、授業料については、別に定める基準により、その全部又は一部を返還することができるものとする。

(授業料の免除並びに納入の猶予)

第41条 経済的事由、その他やむを得ない事情があると認められた者に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は、その納入を猶予することがある。

2 前項に定めるもののほか、授業料の免除及び納入の猶予については、別に定める。

(科目等履修生等の授業料等)

第42条 科目等履修生、聴講生、特別聴講生及び研究生の入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用については、別に定める。

第8章 職員組織

(職員組織)

第43条 本学に学長、副学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

第9章 教授会

(教授会)

第44条 本学に重要な事項を審議するため、教授会を置く。

(教授会の構成)

第45条 教授会は、専任の教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会に専任の准教授及び講師、その他の職員を加えることができる。

(教授会の招集等)

第46条 学長は教授会を招集し、その議長となる。ただし、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

(教授会の開催)

第47条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(教授会の審議事項)

第48条 教授会は、次に係る重要な事項を審議する。

- 一 学則に関する事項
- 二 教育課程及び授業に関する事項
- 三 学生の入学、退学、転学、休学、除籍及び卒業に関する事項
- 四 単位認定に関する事項
- 五 学生の厚生補導に関する事項
- 六 学生の賞罰に関する事項
- 七 教員の人事に関する事項
- 八 教員の研究に関する事項
- 九 その他大学の運営に関する事項

(その他)

第49条 第38条から前条までに定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

第10章 科目等履修生、特別聴講生、外国人留学生及び研究生

(科目等履修生)

第50条 本学は、本学学生以外の者で、本学の特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第51条 本学と他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議により、当該大学等の学生を特別聴講生として入学を許可することがある。

2 特別聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第52条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者が

あるときは、選考の上外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第53条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第54条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

2 表彰に関して必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第55条 本学の規則に違反し、本学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなくて出席常でない者

四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(賠償の責任)

第56条 本学の施設、設備又は備品等を故意に破損又は滅失した学生には、相当の賠償をさせることができる。

第12章 公開講座

(公開講座)

第57条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学は、必要に応じ公開講座を開設することができる。

2 公開講座の開設に関して必要な事項は、別に定める。

第13章 育英・奨学制度

(育英・奨学制度)

第58条 本学学生で、成績優秀、品行方正にして、かつ家庭の経済的事情のために就学困難と認められる者には、学費の全額又は一部を貸与することがある。

2 育英・奨学制度に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 自己評価等

(自己評価等)

第59条 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目及び体制に関し必要な事項は、別に定める。

3 本学は、点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を行うよう努める。

(情報の提供)

第60条 本学における教育及び研究の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法により、積極的に情報を提供するものとする。

第15章 図書館及び附属施設等

(図書館)

第61条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(附属施設)

第62条 本学に、次の附属施設を置く。

入試広報センター

メディア基盤センター

地域・产学連携センター

基礎教育センター

ものづくり工作センター

キャリアセンター

高度交通システム研究所

宇宙システム研究所

2 附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

(保健室)

第63条 本学に保健室を置く。

2 保健室に関し必要な事項は、別に定める。

(学生寮)

第64条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 雜則

(雑則)

第65条 この学則を施行するために必要な事項は、別に定める。

附則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前の入学生は、従前の学則を適用する。

附則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前の入学生は、従前の学則を適用する。

2 電子情報工学科は、この学則の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 この学則第2条に掲げる総定員は、同条の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度までは次の表のとおりとする。

学科名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
機械システム工学科	455人	430人	405人
ロボットシステム工学科	75人	150人	235人
情報メディア学科	75人	150人	255人
計	605人	730人	895人

附則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この学則施行の際、改組前の学科に現に所属する学生においても、改正後の第24条を適用する。

附則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第21条第2項に定める別表第1にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際在学する平成22年度以前のロボットシステム工学科学生に対しても、改正後の学則第2条に定める電子制御・ロボット工学科の名称を使用する。
- 4 この学則第2条に掲げる総定員は、同条の規定にかかわらず、平成23年度及び平成24年度は、次の表のとおりとする。

学科名	平成23年度	平成24年度
機械システム工学科	375人	370人
電子制御・ロボット工学科	315人	310人
情報メディア学科	335人	310人
計	1,025人	990人

別表第1

授業科目及び単位

(1) 基礎教育科目

各学科共通（人間科学科目群）

授業科目	配当年次	単位数			卒業要件単位数
		必修	選択	自由	
哲 学	1		2		
フレッシュマンセミナー	1	2			
ス ポ ー ツ 実 技	1	1			
心 理 学	1		2		
ス ポ ー ツ と 健 康	1		2		
ベーシックイングリッシュI	1	2			
ベーシックイングリッシュII	1	2			
社 会 学	2	2			(情報メディア学科のみ)
政 治 学	2		2		
倫 理 学	2		2		
イングリッシュコミュニケーションI	2	2			
イングリッシュコミュニケーションII	2		2		
イングリッシュコミュニケーションII TOEIC	2		2		
法 学	3		2		
組 織 と 人 間 関 係	3		2		(電子制御・ロボット工学科は必修)
産 業 保 健 学	3		2		
経 営 学	3		2		(情報メディア学科のみ)
ビジネスイングリッシュ	3		2		
国際コミュニケーション学	3		2		(情報メディア学科のみ)
中 国 語 I	3		2		
中 国 語 II	4		2		
経 済 学	4		2		
計		9	28		

機械システム工学科（工学基礎科目群）

授業科目	配当年次	単位数			卒業要件単位数
		必修	選択	自由	
基礎数学 I	1	2			
基礎数学 II	1	2			
微分積分 I	1	2			
微分積分 II	1	2			
工学基礎実験 I	1	2			
工学基礎実験 II	1	2			
コンピュータリテラシー I	1	2			
コンピュータリテラシー II	1		2		
物理学	1	2			
技術文章作成技術	1	2			
機械システム概論	1		2		
線形代数 I	1	2			
電気・電子工学基礎	1		2		
化学生物学	1		2		
微分方程式	2		2		
構造安全工学	3	整備士2			(一級自動車整備士養成履修科目)
インテリジェント交通システム	3	整備士2			(一級自動車整備士養成履修科目)
安全衛生学	3	整備士2			(一級自動車整備士養成履修科目)
VE手法	3	整備士2			(一級自動車整備士養成履修科目)
トライボロジー	3	整備士2			(一級自動車整備士養成履修科目)
環境工学 II	3	整備士2			(一級自動車整備士養成履修科目)
非鉄材料	3	整備士2			(一級自動車整備士養成履修科目)
計		20 整備士14	10		基礎教育科目 50 単位以上

電子制御・ロボット工学科（工学基礎科目群）

授業科目	配当年次	単位数			卒業要件単位数
		必修	選択	自由	
基礎数学 I	1	2			
基礎数学 II	1	2			
微分積分 I	1	2			
微分積分 II	1		2		
工学基礎実験 I	1	2			
工学基礎実験 II	1	2			
コンピュータリテラシー I	1	2			
コンピュータリテラシー II	1		2		
基礎物理 I	1		2		
基礎物理 II	1		2		
技術文章作成技術	1		2		
ロボットシステム概論	1		2		
線形代数 I	1	2			
微分方程式	2		2		
技術英語	3		2		
計		14	16		基礎教育科目 50 単位以上

情報メディア学科（基礎科目群）

授業科目	配当年次	単位数			卒業要件単位数
		必修	選択	自由	
基礎数学 I	1		2		
基礎数学 II	1		2		
コンピュータリテラシー I	1	2			
コンピュータリテラシー II	1	2			
基礎物理	1		2		
技術文章作成技術	1	2			
確率・統計	1		2		
線形代数 I	1		2		
線形代数 II	2		2		
化学	1		2		
解析学	2		2		
幾何学	2		2		
マスメディア論	2		2		
システム学	2		2		
技術英語	3		2		
計		6	24		基礎教育科目 50 単位以上

(2) 専門教育科目

機械システム工学科（専門基礎科目群）

授業科目	配当年次	単位数			卒業要件単位数
		必修	選択	自由	
機械基礎製図	1	2			
機械加工学Ⅰ	1	2			
機械加工学Ⅱ	2		2		
工業力学	1		2		
材料力学Ⅰ	2	2			
材料力学Ⅱ	2		2		
熱力学Ⅰ	2	2			
熱力学Ⅱ	2		2		
流体力学Ⅰ	2	2			
流体力学Ⅱ	2		2		
機械材料	2	2			
機械システム設計製図Ⅰ	2	2			
機械システム設計製図Ⅱ	2	2			
機械システム工学実習Ⅰ	2	2			
機械システム工学実習Ⅱ	2	2			
プログラミング	2		2		
計測工学	2		2		
機械振動学	2	2			
機械設計Ⅰ	3	2			
機械システム工学実験Ⅰ	3	2			
機械システム工学実験Ⅱ	3	2			
数値計算法	3		2		
計		28	16		

機械システム工学科（専門科目群）

授業科目	配当年次	単位数			卒業要件単位数
		必修	選択	自由	
制御工学	2	2			(一級自動車整備士養成履修科目)
エンジン工学	2		2		(一級自動車整備士養成履修科目)
応用材料力学	3		2		(一級自動車整備士養成履修科目)
ターボ機械	3		2		(一級自動車整備士養成履修科目)
電熱工学	3		2		(一級自動車整備士養成履修科目)
生産システム	3		2		(一級自動車整備士養成履修科目)
メカトロニクス	3	2			(一級自動車整備士養成履修科目)
CAD/CAM	3	2			(一級自動車整備士養成履修科目)
新エネルギー機関	3		2		(一級自動車整備士養成履修科目)
機械設計II	3		2		(一級自動車整備士養成履修科目)
カーエレクトロニクス	3		2		(一級自動車整備士養成履修科目)
応用流体力学	3		2		(一級自動車整備士養成履修科目)
自動車システム工学	3	2			(一級自動車整備士養成履修科目)
工学セミナー	3	2			(一級自動車整備士養成履修科目)
メカトロニクスI	3	整備士2			(一級自動車整備士養成履修科目)
メカトロニクスII	3	整備士2			(一級自動車整備士養成履修科目)
環境工学I	3	整備士2			(一級自動車整備士養成履修科目)
エンジン工学II	3	整備士2			(一級自動車整備士養成履修科目)
カーエレクトロニクス	3	整備士2			(一級自動車整備士養成履修科目)
機械システム工学実験I	3	整備士2			(一級自動車整備士養成履修科目)
機械システム工学実験II	3	整備士2			(一級自動車整備士養成履修科目)
総合整備実習I	3	整備士4			(一級自動車整備士養成履修科目)
総合整備実習II	3	整備士7			(一級自動車整備士養成履修科目)
機械振動学	3	整備士2			(一級自動車整備士養成履修科目)
新エネルギー機関	3	整備士2			(一級自動車整備士養成履修科目)
故障診断実習	4	整備士4			(一級自動車整備士養成履修科目)
総合診断実習	4	整備士8			(一級自動車整備士養成履修科目)
ロボット応用システム	4		2		(一級自動車整備士養成履修科目)
環境工学I	4		2		(一級自動車整備士養成履修科目)
環境工学II	4		2		(一級自動車整備士養成履修科目)
人間工学	4		2		(一級自動車整備士養成履修科目)
知的所持権	4		2		(一級自動車整備士養成履修科目)
インターナシップ	3		1		(一級自動車整備士養成履修科目)
卒業研究	4	6			(一級自動車整備士養成履修科目)
計		16 整備士 51	29		専門教育科目 74 単位以上

卒業要件単位数：基礎教育科目 50 単位以上、専門教育科目 74 単位以上、合計 124 単位以上

電子制御・ロボット工学科（専門基礎科目群）

授業科目	配当年次	単位数			卒業要件単位数
		必修	選択	自由	
基礎コンピューター概論 I	1		2		
電気回路 I	1	2			
電気回路 II	2		2		
基礎エレクトロニクス I	1		2		
基礎エレクトロニクス II	2		2		
電気磁気学	2		2		
デジタル回路 I	2	2			
製図基礎	2	2			
ロボットシステム実験・実習 I	2	2			
ロボットシステム実験・実習 II	2	2			
ロボットシステム実験・実習 III	3	2			
ロボットシステム実験・実習 IV	3	2			
CAD/CAM I 演習	3		1		
CAD/CAM II 演習	3		1		
マイクロコンピュータ I	1	4			
計		18	12		

電子制御・ロボット工学科（専門科目群）

授業科目	配当年次	単位数			卒業要件単位数
		必修	選択	自由	
マイクロコンピュータⅡ	2	4			
ロボット力学Ⅰ	1	2			
ロボット力学Ⅱ	2	2			
ロボット材料	2		2		
電子物性	2		2		
電子計測	2		2		
ものづくり加工法	2		2		
からくり機構学	2		2		
ロボット制御	2		2		
ロボットプログラミングⅠ	2	2			
ロボットプログラミングⅡ	3	2			
デジタル回路Ⅱ	3		2		
要素設計	3		2		
メカトロニクス	3	2			
バイオメカニクス	3		2		
制御工学	3		2		
インターフェース	3		2		
電子デバイス	3		2		
センサ工学	3		2		
リモートコントロール	3		2		
パワーエレクトロニクス	3		2		
工学セミナー	3	2			
福祉・介護ロボット	4		2		
人工知能	4		2		
ロボット応用システム	4		2		
パターン認識	4		2		
光エレクトロニクス	4		2		
環境工学Ⅰ	4		2		
環境工学Ⅱ	4		2		
人間工学	4		2		
知的所持権	4		2		
インターナシップ	3		1		
卒業研究	4	6			
計		22	49		専門教育科目 74 単位以上

卒業要件単位数：基礎教育科目 50 単位以上、専門教育科目 74 単位以上、合計 124 単位以上

情報メディア学科（専門基礎科目群）

授業科目	配当年次	単位数			卒業要件単位数
		必修	選択	自由	
基礎コンピューター概論 I	1	2			
基礎コンピューター概論 II	1	2			
情報数学	1		2		
電気回路	1		2		
ビジネス情報学	1	2			
マイクロコンピュータ I	1		2		
電子回路 I	1		2		
電子回路 II	2		2		
情報メディア演習 I	2	2			
情報メディア演習 II	2	2			
データ構造とアルゴリズム	3		2		
電気磁気学	2		2		
デジタル回路	2		2		
情報基礎論	2		2		
情報メディア実験 I	3	2			
情報メディア実験 II	3	2			
2 D C A D 演習	3		1		
計		14	19		

情報メディア学科（専門科目群）

授業科目	配当年次	単位数			卒業要件単位数
		必修	選択	自由	
情報メディア概論	1	2			
プログラミングI	1	2			
プログラミングII	2	2			
マイクロコンピュータII	2		2		
データベース	2		2		
情報通信	2		2		
プログラム言語	2		2		
デジタル信号処理	2		2		
メディアソフト	2		2		
コンピュータネットワーク	2	2			
コンピュータデザイン論	2		2		
カラーデザイン	2		2		
文化情報学	2		2		
ソフトウェア工学I	2	2			
ソフトウェア工学II	3		2		
デジタル画像工学	3		2		
モバイルシステム	3		2		
Webプログラミング	3		2		
マルチメディア工学	3		2		
情報管理学	3		2		
Webデザイン	3		2		
CG制作	3		2		
音声情報処理	3		2		
情報セミナー	3	2			
3DCAD演習I	3		1		
3DCAD演習II	4		1		
画像処理	4		2		
生体情報学	4		2		
医療福祉情報	4		2		
ネットワークビジネス	4		2		
環境工学I	4		2		
電気通信法規	4		2		
人間工学	4		2		
知的所持権	4		2		
インターナシップ	3		1		
卒業研究	4	6			
計		18	55		専門教育科目 74 単位以上

卒業要件単位数：基礎教育科目 50 単位以上、専門教育科目 74 単位以上、合計 124 単位以上

(改正後)	(現行)																																								
愛知工科大学学則	愛知工科大学学則																																								
(目的)	(目的)																																								
第1条 (略)	第1条 (略)																																								
(教育研究上の目的の公表等)	(教育研究上の目的の公表等)																																								
第1条の2 (略)	第1条の2 (略)																																								
(学部、学科及び学生定員)	(学部、学科及び学生定員)																																								
第2条 本学に設置する学部、学科及び学生定員は、次のとおりとする。	第2条 本学に設置する学部、学科及び学生定員は、次のとおりとする。																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学科名</th> <th>入学定員</th> <th>3年次編入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械システム工学科</td> <td>75人</td> <td>35人</td> <td>370人</td> </tr> <tr> <td>工学部 電子制御・ロボット工学科</td> <td>75人</td> <td>5人</td> <td>310人</td> </tr> <tr> <td>情報メディア学科</td> <td>75人</td> <td>5人</td> <td>310人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>225人</td> <td>45人</td> <td>990人</td> </tr> </tbody> </table>	学科名	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	機械システム工学科	75人	35人	370人	工学部 電子制御・ロボット工学科	75人	5人	310人	情報メディア学科	75人	5人	310人	計	225人	45人	990人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学科名</th> <th>入学定員</th> <th>3年次編入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械システム工学科</td> <td>75人</td> <td>40人</td> <td>380人</td> </tr> <tr> <td>工学部 ロボットシステム工学科</td> <td>75人</td> <td>10人</td> <td>320人</td> </tr> <tr> <td>情報メディア学科</td> <td>75人</td> <td>30人</td> <td>360人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>225人</td> <td>80人</td> <td>1,060人</td> </tr> </tbody> </table>	学科名	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	機械システム工学科	75人	40人	380人	工学部 ロボットシステム工学科	75人	10人	320人	情報メディア学科	75人	30人	360人	計	225人	80人	1,060人
学科名	入学定員	3年次編入学定員	収容定員																																						
機械システム工学科	75人	35人	370人																																						
工学部 電子制御・ロボット工学科	75人	5人	310人																																						
情報メディア学科	75人	5人	310人																																						
計	225人	45人	990人																																						
学科名	入学定員	3年次編入学定員	収容定員																																						
機械システム工学科	75人	40人	380人																																						
工学部 ロボットシステム工学科	75人	10人	320人																																						
情報メディア学科	75人	30人	360人																																						
計	225人	80人	1,060人																																						
(一級自動車整備士養成課程)	(一級自動車整備士養成課程)																																								
第3条 (略)	第3条 (略)																																								
(修業年限及び在学年限)	(修業年限及び在学年限)																																								
第4条 (略)	第4条 (略)																																								
(学年)	(学年)																																								
第5条 (略)	第5条 (略)																																								
(学期)	(学期)																																								
第6条 (略)	第6条 (略)																																								
(休業日)	(休業日)																																								
第7条 (略)	第7条 (略)																																								
(入学の時期)	(入学の時期)																																								
第8条 (略)	第8条 (略)																																								
(入学資格)	(入学資格)																																								
第9条 (略)	第9条 (略)																																								
(入学の出願)	(入学の出願)																																								
第10条 (略)	第10条 (略)																																								
(入学者の選考)	(入学者の選考)																																								
第11条 (略)	第11条 (略)																																								
(入学手続き及び入学許可)	(入学手続き及び入学許可)																																								
第12条 (略)	第12条 (略)																																								
(3年次編入学)	(3年次編入学)																																								
第13条 (略)	第13条 (略)																																								
(編入学、再入学、転入学)	(編入学、再入学、転入学)																																								
第14条 (略)	第14条 (略)																																								
(転学科)	(転学科)																																								

第15条	(略)	第15条	(略)
(退学)		(退学)	
第16条	(略)	第16条	(略)
(休学)		(休学)	
第17条	(略)	第17条	(略)
(休学の期間)		(休学の期間)	
第18条	(略)	第18条	(略)
(復学)		(復学)	
第19条	(略)	第19条	(略)
(除籍)		(除籍)	
第20条	(略)	第20条	(略)
(授業科目)		(授業科目)	
第21条	(略)	第21条	(略)
(単位の計算方法)		(単位の計算方法)	
第22条	(略)	第22条	(略)
(単位の授与)		(単位の授与)	
第23条	(略)	第23条	(略)
(学習の評価)		(学習の評価)	
第24条	(略)	第24条	(略)
(成績評価基準等の明示等)		(成績評価基準等の明示等)	
第24条の2	(略)	第24条の2	(略)
(他学科における授業科目の履修)		(他学科における授業科目の履修)	
第25条	(略)	第25条	(略)
(入学前の既修得単位の取扱い)		(入学前の既修得単位の取扱い)	
第26条	(略)	第26条	(略)
(他の大学等における授業科目の履修等)		(他の大学等における授業科目の履修等)	
第27条	(略)	第27条	(略)
(外国の大学等における授業科目の履修等)		(外国の大学等における授業科目の履修等)	
第28条	(略)	第28条	(略)
(他の大学等において修得した単位の本学における単位認定の限度)		(他の大学等において修得した単位の本学における単位認定の限度)	
第29条	(略)	第29条	(略)
(履修届)		(履修届)	
第30条	(略)	第30条	(略)
(長期にわたる教育課程の履修)		(長期にわたる教育課程の履修)	
第31条	(略)	第31条	(略)
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)		(教育内容等の改善のための組織的な研修等)	
第32条	(略)	第32条	(略)
(卒業の要件)		(卒業の要件)	
第33条	(略)	第33条	(略)
(卒業及び学位授与)		(卒業及び学位授与)	

第34条	(略)	第34条	(略)
(授業料等の額)		(授業料等の額)	
第35条	(略)	第35条	(略)
(授業料等の納入期)		(授業料等の納入期)	
第36条	(略)	第36条	(略)
(退学及び停学の場合の授業料等)		(退学及び停学の場合の授業料等)	
第37条	(略)	第37条	(略)
(休学の場合の授業料等)		(休学の場合の授業料等)	
第38条	(略)	第38条	(略)
(復学の場合の授業料等)		(復学の場合の授業料等)	
第39条	(略)	第39条	(略)
(納付した授業料等)		(納付した授業料等)	
第40条	(略)	第40条	(略)
(授業料の免除並びに納付の猶予)		(授業料の免除並びに納付の猶予)	
第41条	(略)	第41条	(略)
(科目等履修生等の授業料等)		(科目等履修生等の授業料等)	
第42条	(略)	第42条	(略)
(職員組織)		(職員組織)	
第43条	(略)	第43条	(略)
(教授会)		(教授会)	
第44条	(略)	第44条	(略)
(教授会の構成)		(教授会の構成)	
第45条	(略)	第45条	(略)
(教授会の招集等)		(教授会の招集等)	
第46条	(略)	第46条	(略)
(教授会の開催)		(教授会の開催)	
第47条	(略)	第47条	(略)
(教授会の審議事項)		(教授会の審議事項)	
第48条	(略)	第48条	(略)
(その他)		(その他)	
第49条	(略)	第49条	(略)
(科目等履修生)		(科目等履修生)	
第50条	(略)	第50条	(略)
(特別聴講生)		(特別聴講生)	
第51条	(略)	第51条	(略)
(外国人留学生)		(外国人留学生)	
第52条	(略)	第52条	(略)
(研究生)		(研究生)	
第53条	(略)	第53条	(略)
(表彰)		(表彰)	
第54条	(略)	第54条	(略)

(懲戒) 第55条	(略)	(懲戒) 第55条	(略)															
(賠償の責任) 第56条	(略)	(賠償の責任) 第56条	(略)															
(公開講座) 第57条	(略)	(公開講座) 第57条	(略)															
(育英・奨学制度) 第58条	(略)	(育英・奨学制度) 第58条	(略)															
(自己評価等) 第59条	(略)	(自己評価等) 第59条	(略)															
(情報の提供) 第60条	(略)	(情報の提供) 第60条	(略)															
(図書館) 第61条	(略)	(図書館) 第61条	(略)															
(附属施設) 第62条	(略)	(附属施設) 第62条	(略)															
(保健室) 第63条	(略)	(保健室) 第63条	(略)															
(学生寮) 第64条	(略)	(学生寮) 第64条	(略)															
(雑則) 第65条	(略)	(雑則) 第65条	(略)															
附則																		
1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。																		
2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第21条第2項に定める別表第1にかかわらず、なお従前の例による。																		
3 この学則施行の際在学する平成22年度以前の学生に対しても、改正後の学則第2条に定める電子制御・ロボット工学科の名称を使用する。																		
4 この学則第2条に掲げる総定員は、同条の規定にかかわらず、平成23年度及び平成24年度は、次の表のとおりとする。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学科名</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械システム工学科</td> <td>375人</td> <td>370人</td> </tr> <tr> <td>電子制御・ロボット工学科</td> <td>315人</td> <td>310人</td> </tr> <tr> <td>情報メディア学科</td> <td>335人</td> <td>310人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,025人</td> <td>990人</td> </tr> </tbody> </table>				学科名	平成23年度	平成24年度	機械システム工学科	375人	370人	電子制御・ロボット工学科	315人	310人	情報メディア学科	335人	310人	計	1,025人	990人
学科名	平成23年度	平成24年度																
機械システム工学科	375人	370人																
電子制御・ロボット工学科	315人	310人																
情報メディア学科	335人	310人																
計	1,025人	990人																

授業科目及び単位					
授業科目	配当年次	単位数			卒業要件単位数
		必修	選択	自由	
哲 学	1	2			(情報メディア学科のみ)
フレッシュマンセミナー	1	2			
ス ポ ー ツ 実 技	1	1			
心 理 学	1	2			
ス ポ ー ツ と 健 康	1	2			
ベーシックイングリッシュI	1	2			
ベーシックイングリッシュII	1	2			
社 会 学	2	2			
政 治 学	2		2		
倫 理 学	2		2		
イングリッシュコミュニケーションI	2	2			
イングリッシュコミュニケーションII	2		2		
イングリッシュコミュニケーションTOEIC	2		2		
法 学	3	2			
組 織 と 人 間 関 係	3	2			
産 業 保 健 学	3		2		
経 営 学	3		2		
ビジネスイングリッシュ	3		2		
国際コミュニケーション学	3		2		
中 国 語 I	3		2		
中 国 語 II	4		2		
経 済 学	4		2		
計		9	28		

授業科目及び単位					
授業科目	配当年次	単位数			卒業要件単位数
		必修	選択	自由	
哲 学	1	2			(情報メディア学科のみ)
フレッシュマンセミナー	1	2			
ス ポ ー ツ 実 技	1	1			
心 理 学	1	2			
ス ポ ー ツ と 健 康	1	2			
ベーシックイングリッシュI	1	2			
ベーシックイングリッシュII	1	2			
社 会 学	2	2			
政 治 学	2		2		
倫 理 学	2		2		
イングリッシュコミュニケーションI	2	2			
イングリッシュコミュニケーションII	2		2		
イングリッシュコミュニケーションTOEIC	2		2		
法 学	3	2			
組 織 と 人 間 関 係	3	2			
産 業 保 健 学	3		2		
経 営 学	3		2		
ビジネスイングリッシュ	3		2		
国際コミュニケーション学	3		2		
中 国 語 I	3		2		
中 国 語 II	4		2		
経 済 学	4		2		
計		9	28		

機械システム工学科(工学基礎科目群)

授業科目表 (略)

電子制御・ロボット工学科(工学基礎科目群)

授業科目表 (略)

情報メディア学科(工学基礎科目群)

授業科目表 (略)

(2)専門教育科目

機械システム工学科(専門基礎科目群)

授業科目表 (略)

機械システム工学科(専門科目群)

授業科目表 (略)

電子制御・ロボット工学科(専門基礎科目群)

授業科目表 (略)

電子制御・ロボット工学科(専門科目群)

授業科目表 (略)

情報メディア学科(専門基礎科目群)

授業科目表 (略)

情報メディア学科(専門科目群)

授業科目表 (略)

機械システム工学科(工学基礎科目群)

授業科目表 (略)

ロボットシステム工学科(工学基礎科目群)

授業科目表 (略)

情報メディア学科(工学基礎科目群)

授業科目表 (略)

(2)専門教育科目

機械システム工学科(専門基礎科目群)

授業科目表 (略)

機械システム工学科(専門科目群)

授業科目表 (略)

ロボットシステム工学科(専門基礎科目群)

授業科目表 (略)

ロボットシステム工学科(専門科目群)

授業科目表 (略)

情報メディア学科(専門基礎科目群)

授業科目表 (略)

情報メディア学科(専門科目群)

授業科目表 (略)